

庁名 山口家庭裁判所本庁
郵便切手及び予納金一覧

カテゴリ	申立ての種類	郵便料							予納金の場合 ※郵便料を現金・電子納付する場合の金額。 郵便切手で納付する際は不要	備考
		郵便切手の場合								
		500円	110円	100円	50円	20円	10円	合計額		
成年後見制度に関する審判	後見開始	4	10	1	1		10	3350円		※候補者が1名増えるごとに1620円(500円切手2枚、110円切手2枚、100円切手4枚)を追加してください。
	保佐開始	6	12	2	1		12	4690円		
	補助開始	6	12	2	1		12	4690円		
	任意後見監督人選任	3	10	1	1		3	2780円		
	成年後見人(保佐人,補助人)選任	3	6		1		5	2260円		
	成年後見監督人(保佐監督人,補助監督人)選任	1	10		1		10	1750円		
	成年後見人(保佐人,補助人)辞任許可	3	6		1		5	2260円		
	成年被後見人(被保佐人,被補助人)の居住用不動産処分許可		1					110円		
	特別代理人選任(被後見人のための)		5					550円		
	臨時保佐人選任		5					550円		
	臨時補助人選任		5					550円		
	成年後見人(保佐人,補助人)の報酬付与		1					110円		
	成年被後見人に宛てた郵便物等の回送嘱託	2	5					1550円		※嘱託先が1つ増えるごとに110円切手1枚を追加してください。
	成年被後見人に宛てた郵便物等の回送嘱託取消し・変更		2					220円		
	成年被後見人の死亡後の死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結その他相続財産の保存に必要な行為についての許可		1					110円		
	成年後見人等の辞任許可及び成年後見人等の選任	3	6		1		5	2260円		
代理権付与・同意権付与(基本事件開始後)	3	5	1	1		5	2250円			
後見開始等の取消	3	10	1	1		6	2810円			
行方不明者に関する審判	不在者財産管理人選任		15	10		5	10	2850円		
	不在者の財産管理人の権限外行為許可		1	1			8	290円		
	失踪宣告	2	25	4			5	4200円		※危難失踪の場合は、追加をお願いすることがあります。
親子に関する審判	未成年後見人選任	2	10		2		10	2300円		
	子の氏の変更許可		1					110円		※申立人が15才未満のときは、110円切手1枚(子が複数名いても同じ。)、申立人が15才以上のときは、110円切手1枚(申立人1名につき)が必要です。
	養子縁組許可		10					1100円		
	死後離縁許可		5					550円		
	特別養子適格の確認	8	15				10	5750円		
	特別養子縁組の成立	4	14				10	3640円		
	特別代理人選任(親権者とその子との利益相反の場合)		10					1100円		※子1名につき、110円切手10枚が必要です。
	親権者変更(親権者行方不明(死亡)等の場合)	2	10					2100円		
	相続の放棄の申述		3					330円		
	相続の限定承認の申述		5					550円		
	相続の承認又は放棄の期間の伸長		3					330円		
	相続財産清算人の選任		5	2			10	850円		※相続財産管理人の選任の申立ても同額です。
	特別縁故者に対する相続財産分与	4	9					2990円		

カテゴリ	申立ての種類	郵便料							備考
		郵便切手の場合						予納金の場合 ※郵便料を現金・電子納付する場合の金額。 郵便切手で納付する際は不要	
		500円	110円	100円	50円	20円	10円		
相続に関する審判	遺言書の検認		1					110円	※110円切手は、申立人及び相続人（受遺者含む）の数分必要です。申立人が相続人である場合は相続人として算出してください。
	遺言執行者の選任		6					660円	
	遺留分放棄の許可		6					660円	
	遺留分の算定に係る合意の許可	2	7					1770円	※合意の当事者が1名増えるごとに1440円（500円切手2枚、110円切手4枚）を追加してください。
	相続財産清算人の権限外行為許可		1	1			8	290円	
保護者選任に関する審判	保護者選任		5					550円	
戸籍上の氏名や性別の変更などに関する審判	氏の変更許可		5					550円	※夫婦共同申立ての場合は、110円切手を3枚追加してください。
	氏の振り仮名の変更許可		5					550円	
	名の変更許可		5					550円	
	名の振り仮名の変更許可		5					550円	
	戸籍訂正許可	2	8					1880円	
	性別の取扱いの変更	3	5	1	1		5	2250円	
	就籍許可	2	12					2320円	
年金分割の割合を定める審判	年金分割の割合を定める審判	4	10		2	4	10	3380円	
調停事件	調停事件（遺産分割以外）		10		2		10	1300円	※申立人又は相手方が1名増えるごとに、540円（110円切手4枚、50円切手1枚、10円切手5枚）を追加してください。
	調停事件（遺産分割）		12		2	6	10	1640円	※申立人又は相手方が1名増えるごとに、820円（110円切手6枚、50円切手1枚、20円切手3枚、10円切手5枚）を追加してください。 なお、申立人数名に共通の手続代理人が選任されている場合は、申立人1名として算出してください。
人事訴訟	人事訴訟	8	8	8	5		10	6030円	※原告と被告が各1名の場合です。なお、原告又は被告が1名増えるごとに、2040円（500円切手3枚、110円切手2枚、100円切手2枚、50円切手2枚、10円切手2枚）を追加してください。
その他手続	即時抗告	6		14	10	10	12	5220円	※当事者が1名増えるごとに、1220円（500円切手2枚、100円切手2枚、10円切手2枚）を追加してください。なお、代理人が受任する事件については、当事者の数が複数でも1名と数えてください。
	児童福祉法28条、33条の承認事件	4	15	1			10	3850円	※親権者又は保護者1名の場合の費用です。親権者又は保護者が1名増えるごとに、2100円（500円切手2枚、110円切手5枚、100円切手5枚、10円切手5枚）を追加してください。
	児童相談所長による特別養子適格の確認	8	15				10	5750円	
	その他（即時抗告ができるもの）	2	7		1		10	1920円	

カテゴリ	申立ての種類	郵便料							備考	
		郵便切手の場合						予納金の場合 ※郵便料を現金・電子納付する場合の金額。 郵便切手で納付する際は不要		
		500円	110円	100円	50円	20円	10円			合計額
	その他（即時抗告ができないもの）		5					550円		
別表第二 審判事件	子の監護者の指定	4	10		2	4	10	3380円		
	子の引渡し	4	10		2	4	10	3380円		
特殊調停 事件（合意に相当する審判事件）	親子関係不存在確認、嫡出否認、認知など	4	10		2	4	10	3380円		
審判前の 保全処分	財産の管理者の選任		5					550円		
	財産の管理者の選任及び後見命令	3	5	1	1		2	2220円		
	財産の管理者の選任及び保佐命令または補助命令	5	5	2	1		3	3330円		
	財産の管理者に対する報酬付与		1					110円		
	子の監護者の指定、子の引渡しなど	4	10		2	4	10	3380円		